

三 カナダニ於ケル日本人移民制限問題 二七一

三五六

同法案カ「レストラン」「ホテル」又ハ「オフィス」等ニ
働キ居ル使用人ヲモ含ム程度ニ拡張セラル如キコトナキ
限り日本人ノ受クル影響ハ軽微ノモノニ有之ソレニ当地支
那領事ハ目下「ヴィクトリア」ニ出張シ州政府当局ニ向ヒ
本法案ニ対スル抗議的陳情ヲナシ極力妨止ニ努メ居ルニ付
旁々本官ハ日本人会トモ協議シ内密某親日白人ノ手ヲ通シ
該法案ノ日英通商条約違反ノ点ニ付州會議員ノ注意ヲ喚起
スル手段ヲ取リタル外差向キ別ニ表立チタル妨止運動方法
ヲ取ルコトハ之ヲ避クルコトトシ専ラ同法案向後ノ成行ニ
注意致シ居リ候

右不取敢及御報告候 敬具

本信写送付先 オタワ總領事

事ヨリアンクーヴィー明領

二七二 十二月二十一日(着)

在ヴァンクーバー明領
幣原外務大臣宛(電報)

B・C州議会ニ於テ東洋移民抑制ヲ妨グル国

際条約廃棄ノ決議案通過ノ件

第一〇五号

十七日当州会ハ公第三三八号同國東洋人雇傭禁止法案ヲ議
事日程ヨリ削除シタルカ一方ニ於テ東洋移民抑制ノ妨ケト
ナルヘキ國際條約ノ廃棄ヲ「オタワ」政府ニ要求スル決議
案ヲ満場一致ヲ以テ通過シタリ州会ハ一両日中ニ閉会ノ旨
「オタワ」ヘ転電セリ

事項四 ブラジルニ於ケル移民制限問題

二七三 一月二十二日(着) 在伯国田付大使ヨリ

松井外務大臣宛(電報)

伯国ニ於ケル移民問題ニ関スル外務大臣トノ

会談内容ニ付キ報告ノ件

第四号

一月十七日「サン・パウロ」州銀行重役ニシテ同州統領ノ姻
戚ニ当リ外務大臣トモ親交アル Decio de Paulo Machado
氏本使ヲ來訪シ大ニ同州ニ於ケル本邦移民ヲ賞揚シ排日案
ノ不法ナル事及同地ニ於ケル同案ノ不評判ヲ述べ伯国政府
ハ斯ノ如キ法案ノ趣旨ニ反対ノ意向ヲ何等カノ形式ニ於テ
広ク之ヲ公表スルノ可ナルベキヲ認メ其ノ前日外務大臣ニ
面会セシニ其ノ結果同大臣ハ今回「リラグランデ・ド・スウ
ル」州ノ内乱鎮定(調和的ニ)ノ功ヲ奏シ帰京セル陸軍大
臣歓迎ノ宴席ニ於テ十七日夜「プロジェクト・アーバニーズ」ノ趣旨
ヲ公表スル筈ナル事ヲ承知セル旨ヲ本使ニ告ゲタル處同夜
果シテ外務大臣ハ其ノ演説中大ニ日本人ノ「デスシプリ

四 ブラジルニ於ケル移民制限問題 二七三

三五七

設定セントスルガ如キハ之ヲ甘諾シ能ハザル處ニシテ且移
民ヲ有セザル他国ガ享有シ得ザル右ノ如キ特權ヲ伊国ノミ
ニ与フル事ノ不可能ナルハ頗ル見易キ道理ナルニ拘ハラズ
「ムソリニ」氏ハ之ヲ弁ヘズシテ強ヒテ難キヲ伯国ニ求ム
ルガ如キハ伯ノ事情ニ暗キモノト言ハザルベカラズトテ頗
ル侮辱ノ口調ヲ以テ之ヲ難ゼリ且曰ク今ヤ伯国ハ日本移民
ニ対シテ何等ノ制限ヲ設ケサル事明カナルニ非ズヤ從テ今

後日本移民ノ考へ次第ナリトテ暗ニ日本移民渡来ノ振ハザ
ルヲ訴フル如キ感ノ語氣ヲ洩シタリ

次ギニ伯国人士一部ノ間ニ伝ヘラル支那移民将来計画ニ
關シ大臣ノ意向ヲ質シタルニ「アマゾン」流域ハ氣候ノ関
係上歐米人ノ移住スルモノ僅少ナレバ斯ノ如キ広大ナル地
域開発ノ為ニハ敢テ之ヲ不可トスル理由無キガ如シト言ヘ
リ

終リニ大臣ハ外交的ニ非ズシテ「フランクリイ」ニ言ヘバ
日本人ハ伊国人ト異ナリ兎角伯国人ト何事モ協同シテ事ヲ
為サザル傾向アリ頗ルケツテツナルガ如シト言ヘリ右ハ當
國一般ノ意向ヲ表示セルモノト思ハル
次イデ羅馬ニ於ケル移民ニ關スル國際會議ニ列席スベキ伯
國代表者ニ關スル本使ノ質問ニ對シテ大臣ハ伯国ガ之ヲ急
ガサルハ國風ナリト言ヒ余リ氣乗リセザル様見受ケラレタ
リ

在伊大使ヘ転電シ、亞爾然丁公使、智利公使、秘露公使
及管下各領事ヘ郵報セリ

二七四 三月四日 松井外務大臣ヨリ
在伯國田付大使宛

排日的移民法案上程ノ運動ヲ未然ニ防止スル
様尽力方要望ノ件

通移機密第二号
排日的移民法案伯国連邦議会ニ提出セラレタ
ル件

本件ニ關シ客年十二月四日付通移機密第一七号ヲ以テ御報
告ノ趣了承然ルニ「レース」法案ハ幸ニ連邦下院ニ於テ農
工委員会ニ付託セラレ調査中ニテ解決未了ニ属スルモ斯カ
ル排日案力公然議会ノ議ニ上リタルハ実ニ遺憾ノ義ニ有之
殊ニ「サンパウロ」州ノ有力ナル農業者団体カ主義上本案
ノ趣旨ヲ賛成シタリト云フニ至ツテハ最モ今後ノ警戒ヲ要
スヘキコトニ候若シ此ノ如キ法案カ毎年議会ノ議ニ上ルニ

於テハ漸次共鳴者ヲ生シ北米ノ二ノ舞ヲ踏ム惧レ無キヲ必
シ難キニ付貴官ハ出来得ル限り此種運動ヲ未然ニ防ク様充
分御尽力相成度此段申進候也

一七五 四月十五日(着) 在伯國田付大使ヨリ
松井外務大臣宛(電報)

ブラジル行移民奨励ノタメ日本政府ハ補助金

ヲ支出ニ決定トノ報道ノ反響ニ關シ報告並ビ

ニ其ノ真相報知方稟請ノ件

第一〇号

『日本政府ハ伯刺西爾行移民特ニ震災ニ罹レルモノノ移住
ヲ獎励スル為メ渡航費金数ヲ支給シ且一名ニ付キ二百円宛
ノ補助ヲ為スコトニ決セリ』トノ東京発 Havas 通信電報
四月八日ノ當地諸新聞ニ掲載セラレタルニ對シ Gazeta de

Notícias (現大統領実弟ノ主筆ナリト云フ) ハ即日賛成説

ヲ掲ゲテ勤勉且同化容易ナル日本人ハ多數來伯セヨト唱ヘ
翌九日ノ Correio da Manhã (從來日本ニ余り好意ヲ有セ
ズ) ハ日本移民ノ渡來ハ寧ロ贊成ナレド日本政府ガ費用金
數ヲ負担シテ送り出ス意図那辺ニ存スルヤハ調査ノ必要ア
ルヘシト論ジ、十一日ノ Jornal do Brazil 而曰ハ往電第

四 ブラジルニ於ケル移民制限問題 二七五 二七六

尚本件真相本使心得迄ニ御電報ヲ乞フ

一七六 四月十九日 松井外務大臣ヨリ
在伯國田付大使宛(電報)

ブラジル行移民渡航費補助説ニ關シ回示ノ件

貴電第一〇号ニ關シ海外興業取扱ニテ震災地方ヨリ募集シ
三五九

タル約百名ノ移民（中十五名单独）ニ対シ渡航船賃ヲ支給シ四月十五日出帆「シカゴ」丸ニテ送出セルモ右一回輸送ニテ打切トナス趣ナリ右ノ外民間ノ企トシテ大阪毎日東京ヲ經テ純農家族移民二百名ヲ限り渡航船賃ヲ支給シ五月二十九日出帆「カナダ」丸ニテ送出スル計画ニテ目下募集シ居レリ尚「ブラジル」行移民ニ就テハ兵庫県ノ如キハ「ボスター」其他ニテ熱心ニ獎励シ居リ一般ニ相当ノ興味ヲ引キ居ルモ目下ノ處募集条項ニ当該マルガ如キ純農家族移民ヲ多數一時ニ送リ出スコトハ甚々困難ノ状態ニ在リ御含マデ貴電及本電参考ノ為メ在「サンパウロ」總領事ニ暗送アリタシ

二七七 五月二十一日（着） 在伯國田付大使ヨリ
松井外務大臣宛（電報）

レイス移民法案ニ対スル伯国外務大臣ノ態度

報告ノ件

第三九号

五月十九日外務大臣ヲ往訪ス「レイス」案ニ関スル大臣ノ態度ハ依然トシテ不得要領ナリ尤モ大臣ハ万一同法案カ議

二七八 六月二十三日 在伯國田付大使ヨリ
幣原外務大臣宛

レイス歐洲移民獎励法ニ關シ報告ノ件

通移第八九号

（八月五日接受）

大正十三年六月二十三日

在伯

特命全權大使 田付 七太（印）

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

「レイス」歐洲移民獎励法案ニ關スル件

伯國連邦ノ歲出予算中ニハ毎年農工商務省所管経費ノ一項トシテ新來移民ノ受取、宿泊、内地輸送費等ヲ含メル移民局費アリテ從來少數乍ラ本邦移民ニモ適用アリ而シテ本年度予算法（即一九一四年一月七日法律第四七九三号）ニ於テハ同費額ヲ紙幣七百五十万〔編註〕「ミルレイス」余ト計上シ更ニ同法第百七十五条ノ第一ヲ以テ歐洲ヨリ一定港ニ到着スル歐洲家族農業移民ノ輸送費用ニ充ツル為一千万「ミルレイス」迄ノ資金ヲ調達支出スル權能ヲ連邦政府ニ付与シリタルカ今般下院農務委員「フィデリス・レイス」ハ右資金ヲ前記輸送費用ニ止マラス移民宿泊所、移住開墾地、農民収容地及保護所ノ設備並移民及内國労働者ノ國內輸送費用等ニモ使用シ得ル權能ヲ政府ニ付与スルノ法案ヲ同委員会ニ提出セリ同法案ニハ客年冬前期議会ニ同人ノ提出セル移民法案ノ如キ黃色人入國制限規定ヲ含マス右提案理由中

ニハ黃色人制限條項ハ成立スルニ至ルモノト信スル旨付記シアルモ此種亞細亞移民制限法案カ當分議会ノ問題ト為リ得サルヘキハ累次當方電報ノ通リナルヲ以テ同人ハ此形勢ヲ看取シ之ニ代フルニ歐洲農業移民獎励ヲ目的トスル新法案ヲ以テシタルモノナルヘシ

新法案ハ本年度予算法ノ規定ヲ基トシ且過般大統領カ教書ヲ以テ一般外國移民ノ當國到着後ノ宿泊、輸送等ニ便スル為メ費用ノ支出ヲ懲憲セル趣旨ヲ捕捉シ居リ此点ヨリ見レハ大体ニ於テ通過ノ可能性ヲ有スルカ如キモ財政關係モアリテ其前途ハ尚未知数ニ属ス仮リニ其通過ヲ見タル場合ニ於テモ之カ効力ハ其基ツク予算法ト同シク本年度内ニ限ラルヘク而シテ之カ実施ニ付テハ費用支出ニ關シ關係州ト協定ヲ遂ケ且資金ヲ調達スル必要アル処右予算法ノ規定其物モ費用支出ニ關スル州トノ協定成立セサル為メ未タ实行ノ運ニ至ラサル有様ナルヲ以テ新法モ急速実行ヲ期スヘカラサルモノノ如シ尚同法案ハ解釈上亞細亞移民ニモ適用アリヤ否ヤ疑問ノ余地アル處仮令亞細亞移民ヲ含マスト解セラル場合ニ於テモ同法案成立ノ暁我方ハ日伯通商條約第四条ノ規定ニ拠リ最惠國待遇ヲ求メ得ル様思考セラルルヲ以

テ将来我移民カ連邦政府ヨリ受ケ得ル便益ハ多少拡張セラ
ルルニ至ルヘシ

別紙同法案及関係法律訳文相添此段及報告候 敬具

通移第八九号別紙

下院農務委員「フィデリス・レイス」代議士
カ同委員会ニ提出シタル歐州移民獎勵法律案

(大正十三年六月五日提出)

第一条

政府ハ千九百二十四年一月七日法律第四千七百九十三号第百七十五条第一ノ規定ニ基キ調達セラレタルカ又ハ調達セラルヘキ資金ヲ連邦諸州トノ協定ヲ促進シツツ歐州ノ孰レカノ港ヨリ伯國ニ於テ移民ノ受取上陸及宿泊事務ノ組織ヲ有スル孰レカノ港(訳註)「リオ」及「サントス」ニ港ヲ指スモノナルヘシ)ニ到ル歐州家族農業移民ノ輸送費用ニ止マラス尚凡テ現行規則ニ従ヒテ海陸交通材料ノ獲得及大小修繕、移民宿泊所、移住開墾地、農民收容地、及農民保護所ノ設置設備組織改正、及維持費並移民及内

第二条 第百七十五条

政府ニ対シ左記ノ權能ヲ付与ス

歐州中其ノ何レノ国ヨリスルヲ問ハス伯國ニ於テ移民ノ受取上陸、宿泊給養事務ノ組織ヲ有スル孰レカノ港ニ到ル歐州家族農業移民ノ輸送費用ニ充ツル為金額一千万「ミルレイス」迄ヲ支出スルコト但シ右ハ此等移民カ個人ノ經營セル農業労働ヲ目的トスル限りハ當該州政府ト協議ノ上農務所ニ於テ當該費用ノ半額ヲ支出シ移民ヲ受取スル諸州ニ於テ他ノ半額ヲ分担スルモノトシ政府ハ此ノ目的ノ為ニ必要ナル資金調達ヲナスコトヲ得

注意||本年五月初旬土地植民局長ノ直談ニ依レハ本件費用

ニ闇シテハ未タ何レノ州トモ協定成立セサル為政府ニ於テ此ノ付与セラレタル權能ヲ行使スルノ運ヒニ至リ居ラス
編註 「邦貨約千八百七十五万円余」ト欄外ニ鉛筆ノ書入レアリ

二七九 六月二十三日 在伯國田付大使ヨリ
幣原外務大臣宛

伯國ニ於ケル排日防止対策ノ模様ニ付キ報告
及ビ対策費支出方裏請ノ件

機密第二二号

(八月五日接受)

大正十三年六月二十三日

在伯 特命全權大使 田付 七太(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

伯國ニ於ケル排日防止及本邦宣伝ノ方法實行ニ

関スル件

夙ニ当國一部人士間ニ其ノ萌芽ヲ有シタル本邦移植民反対論ハ從來何等カノ機會アル毎ニ間歇的ニ新聞紙上等ニテ唱道セラレタルカ客年排日的移民法案カ連邦議会ニ提出セラ

国労働者ノ国内輸送費用ニモ適用スルノ權能ヲ有シ且必要ナル訓令ヲ發スルコトヲ得

第三条

本法ニ抵触スル規定ハ之ヲ廢止ス

参照「一九二四年一月七日法律第四七九三号(即チ本年度歳出予算法)農工商務所管ニ關スル規定中第百七十五条第一」

ゼレス」氏ノ寄書等ハ其ノ実例ニシテ之ヲ掲載シタル「コーレオ・ダ・マニヤン」及「ジョルナール・ド・ブラジル」兩紙ノ如キハ寧ロ「アンティ・ジャパン」ノ傾向ヲ有スルニ拘ラス此等両氏トノ個人關係ノ為ニ之ヲ掲載シタル次第ニシテ新聞ヲ從トセルノ趣旨實ニ是ニ存ス尚此ノ種ノ寄書ニシテ既ニ当地諸新聞ニ掲載セラレタルモノ十篇以上アリ又起稿ヲ約セル士數名アリ

(二)当国人中ニハ一方ニ於テ種々ノ理由ニヨリ本邦移植民ニ反対スル者アルト同時ニ他方ニ於テ何等我方ヨリノ依囑若ハ懇懃ヲ俟タサルハ勿論本使及館員トモ全然面識ナキ間柄ナルニ拘ラス自ラ進ンテ日本人弁護説ヲ起草シ之ヲ新聞雜誌ニ投寄スル篤志家モ亦決シテ尠カラス前記機密拙信ヲ以テ訳報シタル「パウロ・タゾーレス」及「フェリシオ・トーレス」氏ノ投書ノ如キハ其ノ適例ニシテ尚「ガゼタ・デ・ノティシアス」紙ノ如ク常ニ親日的態度ヲ持シ屢々社説ヲ以テ本邦移植民贊成ノ意見ヲ吐露スル新聞モアルヲ以テ既知未知ノ別ヲ問ハス此等人士ノ論説及新聞ノ社説中ニテ上出来ト思ハルモノハ之ヲ當国第一ノ大新聞「ジョルナール・ド・ブラジル」ニ転載セシ

(三)次ニハ我ニ好意同情ヲ有スル此等人士ノ寄書及新聞社説ノミヲ以テ満足スルコトナク數年來當館ニ出入セル伯國人「セーザル・ソブリニヨ」カ嘗テ「ア・ルア」及「ア・パトリア」新聞ノ記者タリシコトアリ今ハ「サンパウロ」市ノ「ユーレイオ・パウリスト」新聞ノ寄書家ナルヲ幸ヒ同人ヲ利用シテ啻ニ本邦移植民ノ成績ヲ賞揚スルニ止ラス更ニ進シテ本邦宣伝ヲ目的トスル論説數篇ヲ起草セシメ(内二篇ハ既ニ訳報済)予メ協定ノ上之ヲ「ア・トウリブナ」新聞ニ掲載セシメタルカ其ノ内二三篇ハ既記ノ「ユーレイオ・パウリスト」ノ外當地ノ「ウ・ブラジル」新聞ニモ掲載セラレタリ

此ノ宣伝ノ為ニ掲載料ヲモ含メテ報酬トシテ同人ニ与ヘタル金額ハ今日マテノ分合計七百八十「ミルレイス」トス

(四)論説ノ性質ヲ有セサル單純ナル報道的記事ナラハ第一流ノ「ジョルナール・ド・コンメルシオ」新聞ヲ筆頭ニ独立ヲ標榜セル諸新聞及平素親日傾向ヲ有スル諸新聞ハ適當ナル方法ヲ以テ依頼スレハ大抵ハ掲載シ吳レル例ナルカ故ニ從来此ノ方法ヲ實行セルハ勿論今後ニ於テモ引続キ之ヲ利用セントス有色人種ノ移民制限ヲ非トスル「リオ・デ・ジャネイロ」地学協会ノ決議文ヲ諸新聞ニ無償ニテ掲載セシメタル次第ハ本年五月二十一日付機密第一六号拙信記載ノ通ニシテ尚其ノ後「サンパウロ」州農務長官年報中ヨリ抜萃シタル本邦植民ノ成績ニ關スル部分ハ六月六日ノ「ジョルナール・ド・コンメルシオ」ニ無料掲載セシメタリ

(五)夙ニ本邦移民誘入獎励説ヲ主張セル弁護士「ネストル・アスコリ」氏カ十五年前ノ意見書(明治四十二年十二月二十七日付公第一〇一號信別紙ヲ以テ訳報シアリ)ヲ新ニ印刷ニ付シ之ヲ現在「リオ・デ・ジャネイロ」州知事ニ提出スルト同時ニ弘ク當國官民間ニ頒布セントノ企望ヲ有シタルヲ幸ヒ氏ト協議ノ上其ノ持論ヲ裏書スル為爾來今日迄ノ間ニ當國ノ名士及諸新聞カ發表シタル本邦移

植民贊成意見二十有余章ヲ付録トナシ通計約三百頁ノ一書トシテ費用ハ當方持ニテ同氏ノ名義ヲ以テ刊行シ無料配付ヲ行フコトトナシ原稿ハ既ニ之ヲ印刷者ノ手ニ廻付セリ費用ハ二千部ヲ印刷スルトシテ大凡六千五百乃至七千「ミルレイス」ヲ要スル見込ナリ

(六)「ブルノ・ロボ」博士ハ伯国人間ニ本邦ヲ紹介シ我ニ有利ナル宣伝ヲナス目的ヲ以テ葡文ノ一書ヲ著述中ナルカ同博士ハ特ニ人種學上ヨリ日本人ヲ研究シ伯國印匈人トノ同源ヲ説キ且日伯人ノ雜婚ニヨリテ優良ナル子孫ヲ得ヘキ事ヲ事實ヲ基礎トシテ科学的ニ論証シタル一章ヲ同書中に加ヘンカ為目下日伯人ノ雜種児數十名ニ就キ精密ニ体格其ノ他ヲ検査中ナルヲ以テ本使ハ同博士ノ為ニ極力便宜ヲ供給シツツアリ

以上列挙シタル方法ヲ實行スル為本使ハ此等ノ名士寄書家ヲ屢々招待シテ饗應シ或ハ館員ヲシテ俱樂部ニ於テ食セシムル等ノ手段ヲ講シ又本邦ニ關スル書籍印刷物等ヲ或ハ歐州其他ヨリ取寄せ或ハ購入シテ弘ク配布シ居レルカ之カ為費用ヲ要スルコトハ申スマテモナキ義ニ有之既ニ立替ノ上支払ヒタル新聞転載料及記者操縱費ノミニテ其ノ額三千

四 ブラジルニ於ケル移民制限問題 二八〇

「ミルレイス」ヲ超過シ居リ之ニ「ネストル・アスコリ」

氏ノ本邦移植民贊成意見集印刷費ヲ加フルトキハ往電第二

七号及第三九号並本年五月二十八日付機密第一九号拙信ヲ

以テ繰返シ裏請シタル機密金三千円ハ略々遣ヒ切リト相成

ルヘキニ付若シ本信到着迄ニ未タ御送金相成リ居ラサル場

合ニハ至急御電送相成候様致シ度ク尚右宣伝ハ引続キ之ヲ

行フヲ要スルカ上ニ「ブルノ・ロボ」博士ノ著述ハ元々本

邦ニ対スル同情ノ結果ナレトモ我政府ヨリ相当ノ報酬アル

ヘキヲ期待シ居ル模様モアリ其ノ他ノ名士ニシテ金錢若ハ

饗宴ヲ欲セサル向ニ対シテハ相当ノ物品ヲ寄贈スル必要モ

有之候間此辺ノ事情御洞察ノ上今後ノ分支出方ニ就テモ予

メ御考量ヲ仰キ置キ度ク本件今日マテノ成行具報旁右重ネ

テ及稟請候

敬具

二八〇 七月二十二日

在伯國田付大使ヨリ
幣原外務大臣宛

レイス提案ノ歐州移民獎勵法案ニ対シ我ニ有利

利ナル修正案提出セラレタル件

(九月十一日接受)

公第九九号

大正十三年七月二十二日

「ミルレイス」ヲ超過シ居リ之ニ「ネストル・アスコリ」

氏ノ本邦移植民贊成意見集印刷費ヲ加フルトキハ往電第二

七号及第三九号並本年五月二十八日付機密第一九号拙信ヲ

以テ繰返シ裏請シタル機密金三千円ハ略々遣ヒ切リト相成

ルヘキニ付若シ本信到着迄ニ未タ御送金相成リ居ラサル場

合ニハ至急御電送相成候様致シ度ク尚右宣伝ハ引続キ之ヲ

行フヲ要スルカ上ニ「ブルノ・ロボ」博士ノ著述ハ元々本

邦ニ対スル同情ノ結果ナレトモ我政府ヨリ相当ノ報酬アル

ヘキヲ期待シ居ル模様モアリ其ノ他ノ名士ニシテ金錢若ハ

饗宴ヲ欲セサル向ニ対シテハ相当ノ物品ヲ寄贈スル必要モ

有之候間此辺ノ事情御洞察ノ上今後ノ分支出方ニ就テモ予

メ御考量ヲ仰キ置キ度ク本件今日マテノ成行具報旁右重ネ

テ及稟請候

敬具

二八〇 七月二十二日

在伯國田付大使ヨリ
幣原外務大臣宛

レイス提案ノ歐州移民獎勵法案ニ対シ我ニ有利

利ナル修正案提出セラレタル件

(九月十一日接受)

公第九九号

大正十三年七月二十二日

特命全權大使 田付 七太 (印)
在伯
外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿
「レイス」歐州移民獎勵法案ニ対シ我ニ有利ナル
修正案提出セラレタル件

本件ニ関シテハ已ニ往電第八五号ヲ以テ大要及御報告置候
處本件内容更ニ左ノ通具報申進候

客年伯國連邦議会ニ排日的移民法案ヲ提出シタル下院議員
「ファイデリス・レイス」ハ該法案通過ノ見込ナキヲ看取シ
今期議会ニ歐州移民獎勵法案ヲ提出シタル次第ハ本年六月

二十三日付通移第八九号信ヲ以テ報告ニ及ヒ置キタルカ右
新法案ハ提出者所屬ノ農務委員会ヨリ賛成意見ヲ付シテ財

政委員会ニ回付セラレタル處其ノ委員長ハ全然我ニ有利ナ
ル意見及態度ヲ持スル政府院内總理「アントニオ・カル

ロス」氏ニシテ氏ハ右法案ノ報告委員トシテ「リオデジャ
ネイロ」州第二区選出議員「フランシスコ・シャーベニエス・

テ・オリヴェイラ・ボテリョ」氏 (Dr. Francisco Chaves
de Oliveira Botelho) ヲ指名セリ

此ノ「オリヴェイラ・ボテリョ」氏ハ曩ニ「コナデジヤネイ

イス」議員ノ人種偏見ヲ駁撃シ結局別紙甲号訳文ノ如ク条
文中ニ歐州移民及歐州ノ港ナル制限的字句ヲ含マサル修正
案ヲ提出シ財政委員会ハ七月四日満場一致ヲ以テ右修正案
ヲ可決シタルニヨリ之ヲ財政委員会修正案ト名ケテ本會議
ニ付シ同月七日ニ第一読会、同十二日ニ第二読会ヲ無難ニ
通過シタルカ十六日ノ第三読会ニ於テ「ミナス・ジエラエ
ス」州選出代議士「ジョゼー・ボニファシオ・ド・アンド
ラダ・イ・シルヴァ」氏(Dr. José Bonifacio de Andrade e
Silva) ヨリ更ニ別紙乙号訳文ノ修正案ヲ提出シタルニヨ
リ此ノ新修正案ハ農事及財政委員ノ審査付託トナリ前記
財政委員会ノ修正案ハ一時採決見合セトナリ

新修正案ハ政費節約ノ目的ヲ以テ本件移民獎勵費ヲ本年度
予算法中ノ規定ニ基キ配賦セラレタル金額ニ止ムル為移民
宿泊所、植民集團地、農民收容地及農民保護所ノ設置其ノ
他ヲ削除シ其ノ代リトシテ州ヨリ土地ヲ寄付シ且費用ノ半
額ヲ負担スル場合ニハ當該州内ニ移民集團地及農民收容地
ヲ設置シ得ヘク尚土地面積三十「エクタール」以上ヲ有ス
ル農民保護所ノ超過面積ヲ地区ニ分割シ之ニ農業移民ヲ定
着セシムルコトニ改メタルモノニシテ移民ニ関シ人種的差
別ハ其ノ不当ナルヤ勿論ナリ云々ト説キテ真正面ヨリ「レ
ハ寧ロ歓迎スヘク吾人ハ膚色及人種ノ偏見ヲ以テ日本人ノ
有効ナル協力ヲ拒絶スヘカラス北米合衆国ハ人口過剩ノ為
ニ黒人及黃人ヲ侮蔑スルモ領土広闊人口稀薄ナル伯國ニ於
テハ其ノ不当ナルヤ勿論ナリ云々ト説キテ真正面ヨリ「レ

別ヲ付セサル点ハ財政委員会ノ修正案ト毫モ異ル所ナシ

而シテ從来本邦移植民ハ専ラ「サンパウロ」州政府ノ付与スル恩恵ヲ享受シテ同州ニ就地シ連邦政府ノ恩恵ニ均霑セル者ハ寧ロ例外タルノ有様ナリシヲ以テ「レイス」原案ノ儘通過スルモ將又上記二個ノ修正案中其ノ孰レカ通過スルモ實際上我移植民ニトリテハ著大ナル差異ナキモノト思考セラルト雖モ茲ニ看過スヘカラサル一重要事ハ財政委員会ノ全然我ニ有利ナル態度ニシテ啻ニ「レイス」原案ヲ斥ケイス」一派ノ人種的偏見ニ一痛棒ヲ加ヘ今後幾回彼等ヨリ人種殊別的法律案ヲ提出スルトモ同委員会ノ閑門ハ決シテ之ヲ通過セシメストノ斷然タル態度ヲ示セル点ニ在リ

本件法律案今後ノ成行ニ關シテハ隨時統報致スヘキモ不取敢今日迄ノ経過及下院ノ形勢一応及具報候 敬具

本信写送付先 在「サンパウロ」斎藤總領事

公第九九号別紙甲号

「レイス」歐州移民獎勵法案ニ対スル財政委員

会修正案

第一条

政府ハ千九百二十四年一月七日法律第四千七百九十三号第百七十五条第一ニ基キ調達セラレタル資金ヲ諸

州ト協定シテ移民ノ受収上陸及宿泊事務ヲ組織シツツル

有ユル外国港ヨリ有ユル伯國港マテノ農業移民家族ノ輸送費ニ充ツルニ止マラス尚之ニ関連セル海陸交通材料ノ獲得及大小修繕並此等移民及内國労働者ノ国内輸送費ニモ之ヲ適用スルノ權能ヲ有ス

前条ノ移住開墾地ハ既認的ニ健康地ニシテ又肥沃地タル限りシテ開墾地カ政府ノ管理ヨリ独立スルマテ費用ノ半額ヲ支弁スルコトヲ約スル州ヨリ寄付セル土地ニ希望条件ヲ具備スルモノナキ時ハ成ルヘク連邦ノ所有地ニ之ヲ設置スヘシ

第二条

本法ニ抵触スル規定ハ之ヲ廢止ス

第三条

本法ニ抵触スル規定ハ之ヲ廢止ス

公第九九号別紙乙号

移民獎勵法案ニ対スル「ジョゼー・ボニファシオ」氏

修正案

第一条

行政部ハ千九百二十四年一月七日法律第四千七百九十三号第百七十五条第一ニ基キ調達セラレタル資金ヲ支弁スルコトヲ得

第二条

第一条及第二条ノ目的ノ為行政部ハ既ニ調達セラレタル金額ヲ支出スルノ權能ヲ有シ前記ノ千九百二十四年

一月七日法律第四千七百九十三号第百七十五条第一ハ之ヲ廢止ス

二八一 十一月七日(着) 在伯國田付大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

日本移民ニ關スル議論ノ狀況報告並ビニ「ミナス」州ニ我國勞資ノ注入ヲ配慮方申進ノ件

第三条

行政部ハ諸州カ當該州内ニ設置セラルム移住地カ政府ノ管理ヲ離レテ独立スルマテ費用ノ半額ヲ支弁スルコトヲ約束スル限りハ其ノ目的ヲ以テ連邦ニ必要ナル土地ヲ寄付スル州内ニ移住集団地及農民收容地ヲ設置ス

ノル權能ヲ有ス
土地面積三十「エクタール」ヲ超過スル農民保護所

補款

四 ブラジルニ於ケル移民制限問題 二八一

往電第一三三号所報演説ハ人種的偏見ニ基キ異人種ヲ排斥スルニ過キサルヲ以テ伯国人一般ノ感情ヲ代表セルモノニアラストテ議員間ニ於テモ冷淡視シ居ル有様ナルカ他面ニ於テ最近新聞紙上ニ於ケル日本移民ニ關スル賛否ノ議論益益旺盛ノ傾アリ排日家ハ少數乍ラモ議会ト内外相呼應シテ輿論ヲ喚起シ其目的ヲ達セスンハ止マサルノ氣勢ヲ示シ侮

四 ブラジルニ於ケル移民制限問題 二八一 二八三

三七〇

リ難キモノアルヲ以テ本使ニ於テモ折角注意ヲ怠ラサル處ナルカ目下ノ情勢ニ於テ當分排日案力議會ヲ通過スルカ如

キ憂ハ万々無之キコトト思考セラルモ排日論ノ根底ハ中深ク之ヲ根絶セシコトハ到底不可能ノコトト覺悟セサルヘカラス一方當国人中今尚有力ナル親日家少カラサルヲ幸ヒ屢々具申セル如ク此際移民ノ外資本ヲモ盛ニ融入シ仮令

今後如何ナル排日ニ会フモ断乎トシテ抜クヘカラサル我方ノ地盤ヲ此ノ處數年間ニ築キ上クルニ如クハナキ処「ミナス」州ハ幸ニ鉱產物ニ富メル外広大ナル肥沃ノ農業適地ア

リ氣候溫和（高原地ナルカ為）日本人ノ移住ニ適シ而モ同州ハ近來多數ノ労働者ヲ「サンパウロ」州ニ奪ハレ労力増

増欠乏ヲ告ケ居ルト同時ニ同州ニ於ケル土地売却ヲ申出スルモノ少カラサルニ付此機ニ乘シ同州ニ我国勞資ノ注入ヲ

計ルハ最モ適當ナル一策ト思考セラルニ付御考慮ヲ加ヘラレンコトヲ切望ス

計ルハ最モ適當ナル一策ト思考セラルニ付御考慮ヲ加ヘラレンコトヲ切望ス

二八一 十一月七日（着）
在伯國田付大使（ヨリ）
幣原外務大臣宛（電報）

日本人移民数ノ制限法案ノ討議開始トノ報道
ノ實否問合セニ對シ回答ノ件

二八二 十一月七日（着）
在伯國田付大使（ヨリ）
幣原外務大臣宛（電報）

出發通知ノ電文中ニ使用スベキ・ブラジル行移

民ノ名称ニ閲スル件
二八三 十一月十日
佐分利外務省通商局長（ヨリ）
兵庫県知事宛

通移普通第六五二七号
從来伯刺西爾行移民ノ名稱区々ニシテ事務處理上不便尠ナ

カラサリシ處今般別紙伯刺西爾共和國移民類別表ヲ作成致候ニ付今後同國行移民ノ出發通知等ニ際シテハ右ニ依リ類別相成度尙ホ電文中ニハ該名稱略語ヲ御使用相成様致度又家族携帶兒及非移民數ハ電文中ニ表出スルノ必要無之候条右ニ御承知相成度此段申進候也

追テ移民出發通知ノ電文記載方ニ関シ御参考迄外務大臣

發在サンパウロ總領事宛電文（〔編註〕省略）写及添付候也

（別紙）

伯刺西爾共和國行移民類別

甲類	海外興業株式会社	(1) 契約移民 (珈琲耕地行)	(2) 非契約移民 (就労地随意)	(3) 植民	(4) (夫)自費家庭助 (夫)单呼 (夫)植自呼 民由寄独
----	----------	---------------------	----------------------	--------	---

乙類

補助移民	海外興業株式会社	中心トシテ満十二歳以上五十歳未満ノ者、三人以上ニテ組織セル家族移民ニシテ「サンパウロ」州政府ノ補助金ヲ受クル者ヲ謂フ
略語説明		

(1) 補助補助移民トハ一定ノ員數制限ノ下ニ夫婦ヲ

中心トシテ満十二歳以上五十歳未満ノ者、三人以上ニテ組織セル家族移民ニシテ「サンパウロ」州政府ノ補助金ヲ受クル者ヲ謂フ

第一三三号

貴電第六一號ニ閲シ

客月三十一日ノ排日的移民法案提出者「フィデリス・レイス」一派ノ者ハ該法案カ下院財政委員會ニ於テ握リ潰サレ居ル（往電第五一号参照）ヲ憤慨シ是レヲ議題ト為サンカ

為近來躍起運動ヲ開始シ同志ノ一人「ペラナ」州選出議員 Plinio Marques ヲシテ十月二十八日下院ニ於テ日本移民反対演説ヲ為サシメ「ミナス」州選出下院議員 Basilio De Magalques モ之ニ共鳴シ十月三十一日土人保護ニ閲スル

演説ノ末段ニ於テ日本移民及土耳其、亞刺比亞人ヲ攻撃シタル事實アリ合同通信ハ右演説ヲ法案討議開始トシテ誤報シタルモノト認ム

「サンパウロ」ニ暗送セリ

（内地ニ於テ補助ヲ受クルモ之ヲ補助移民ト称セス自費家族移民ヲ以テ目スヘシ）

（夫婦）及（夫）ニ属セサル夫婦ノミノ移民ニシテ其ノ夫婦ノ渡航數ニハ一定ノ制限アリ

（夫）單獨一定ノ員數制限ノ下ニ満十五歳以上五十歳未満ノ男子ニシテ单身ニテ渡航スル者

（夫）呼寄伯國在留者ノ呼寄ニヨリ渡航許可ヲ受ケテ渡伯スル者及再渡航者ニシテ各人隨意ニ其ノ就労地ヲ選択スル者ナリ

（夫）自由家族又ハ單獨者ニシテ一定ノ制限數ナク且契約ニ依ラシテ特ニ移民取扱人ノ保証ノ下ニ渡航許可ヲ受ケ着伯後移民取扱人ニ於テ就労ノ周旋ヲナス者

四 ブラジルニ於ケル移民制限問題 二八四 二八五

三七二

(b) 植 民 一定員数制限ノ下ニ海外興業株式会社經營

ノ「イグアッペ」植民地ニ入ル契約家族移民ヲ一括シテ

(「サンパウロ」州政府ヨリ船賃ノ償還ヲ受ク)

(f) 会 社 外 海外興業株式会社取扱外ノ移民ヲ一括シテ
総称シタル者ナリ

海外興業株式会社ヲ「海興」ト略称ス

二八四 十一月二十四日

幣原外務大臣ヨリ

在伯国田付大使宛(電報)

レイス法案ノ伯國議会ニ於ケル取扱振りニ関

シ問合セノ件

第六五号

貴電第一三三号ニ関シ

レイス法案ハ前期議会ニ於テ握リ潰サレタル結果全然消滅シ「レイス」其ノ他ニ於テ之ヲ再ヒ議会ノ問題トナス為ニハ新ニ同一ノ法案ヲ提出スルヲ要スル次第ナリヤ又ハ該法案ハ尚ホ議会ニ存続シ其ノ否決セラル迄ハ何人モ同一法案ヲ提出シ得サル次第ナリヤ御取調ノ上回電アリ度シ

二八五 十一月二十六日(着)

在伯国田付大使ヨリ

幣原外務大臣宛(電報)

付セサル可カラサルモノノ由ナルニ付此ノ場合ニハ「アルチノ・アランテス」氏等ニ依頼シ之カ否決ヲ計ル積リナリ

但出来得ル限りハ本議会(年末閉会)ニ之ヲ討議セシメサル事得策ト思考セラルニ付成ルヘク財政委員会ノ審査ヲ引延セシメ度ク尚該法案ハ其ノ性質上憲法委員会及外交委員会ニモ廻付セラルヘキモノナル様思考セラルノミナラス議員中ニモ同意見ヲ有スルモノ鮮カラサルニ付出来得ヘクンハ本會議ニ上程前右等諸委員会ニモ廻付セシメ本案討議ノ遲延ヲ計ラン為目下考策中ナリ

尚一旦否決セラレタル法案ハ其ノ期ノ議会ニハ之ヲ提出スルコトヲ得サルモ次期即チ翌年ノ議会ニ再ヒ之ヲ提出スルコトヲ妨ヶス又本件ノ如ク法案未決ニ属スル間ハ同一人又ハ他ノ議員ヨリ類似ノ法案ヲ提出スルコトハ自由ニシテ現ニ往電第八五号「レイス」移民法案ノ如キハ其ノ一例ナリ

二八六 十一月二十七日(着)

在伯国田付大使ヨリ

幣原外務大臣宛(電報)

レイス法案ノ処理ニ關シ政府党院内總理力ル

ロスト面談ノ件

第一三九号

レイス法案ノ対策処理方法ニ關シ報告ノ件
第一三八号

貴電第六五号ニ關シ「レイス」法案ハ下院財政委員会ニ於

テ握潰ス手筈ナリシモ全然消滅セルモノニ非サル為往電

第一三三号記載ノ提案者側躍氣運動ノ結果トシテ遂ニ同委員会モ規則上已ムヲ得ス最近該法案ノ審査ヲ開始セントスルニ至リタル次第ナルカ幸ニモ其ノ報告委員ハ元来頗ル日

本最員ノ「ボテリヨ」氏(七月二十二日付往信第五九号参照)ナルヲ以テ本使ハ同氏ト懇談ヲ遂ケシカ日本移民制限ニ反対ノ意見書ヲ提出スヘキヲ確カメ又同委員会ノ一員ニシテ伯國中央農会長タル「ソラ・カストロ」氏(往電第一三号参照)ト面談シタルニ氏モ又我ニ有利ナル態度ヲ執

ルヘシト語レリ委員長「アントニヲ・カルロス」氏(往電第五一号参照)ハ過般ノ補欠選挙ニ依リ上院ニ入ル事トナリ今尚席ヲ下院ニ有スルニ拘ハラス近來欠席勝チニシテ此際氏カ執ラントスル措置ニ關シ未タ面談スルノ機会ヲ得サルモ「ボテリヨ」氏等ノ云フ處ニ從ヘハ本件法案ハ仮令財政委員会カ同法案ニ対シ反対意見書ヲ提出シタル場合ニ於テモ農務委員会ノ関係意見書ヲモ添付シテ之ヲ本會議ニ回

二八七 十二月八日(着)

在伯国田付大使ヨリ

一旦否決セラレタル本件法案ハ仮令往電第一三八号末段ノ例規ナリトスルモ同案ニ反対多數ヲ有スル同一議会カ之ヲ再議スヘキヤ頗ル疑ハシ

三七三

親日的傾向ヲ有スルボテリヨ委員トノ会談内
容報告ノ件

第一四五号

移民問題ニ関スル當方事情ハ屢次ノ電報ニ依リ御承知ノ通ニ之アル處最近例ノ「ボテリヨ」（往電第一三八号参照）氏ハ其報告材料蒐集ノ為「サンパウロ」州ニ私費旅行ヲ企テ日本移民ノ状態ヲ親シク視察セントスル趣ヲ聞込ミ一日同氏ト会食シ懇談要領左ノ通

氏曰ク余ハ夙ニ日本人ノ長所（特ニ精神的訓練）ヲ賞賛シ之ニ多大ノ尊敬ト同情ヲ払フヲ以テ旅行後提出スヘキ余ノ報告書ニハ明ニ日本移民制限ニ反対シ却テ益々多數ノ日本（脱）ヲ誘入シテ是レヲ伯国各州ニ分布（此点特ニ注意ヲ要ス）センコトヲ提唱スヘク日本人ハ優良人種ナルカ故ニ是レヲ歓迎シ劣等人種ナル支那人印度人等ト混同スヘカラス

余ハ更ニ一步ヲ進メテ伊国移民ニ反対ノ意見ヲ發表スヘシ伊国人ハ既ニ多数伯国ニ誘入セラレ顯著ナル成功ヲ遂ケ我國ノ恩恵ニ浴スルモノナルニ拘ハラス（特ニ伊国人力「サンパウロ」州ニノミ集中セラルルハ嫌フヘキ現象ナリト云

尚同氏旅程ノ都合ニ依リテハ往電第一三九号ノ如ク本年内ニ同氏ノ報告カ議会ニ提出セラルルノ運ニ至ラサルヤモ計リ難キモ此際同氏ヲシテ遺憾ナク我移民ノ優秀ナル状態ヲ視察シ之ヲ報告セシムルコトハ将来我カ為大イニ有利ナルコトト存セラルルニ付之亦御含ミ置キアリタシ

ブラジルの排日案暫らく上程延期

起草委員が邦人地帯を観察

（大正十三年十二月十二日付東京朝日新聞）

「サンパウロ特派員十日発」リオデジャネイロにて探聞する所によれば十五日上程すべき日本移民制限案は起草委員オリヴェイラ、ボデルホ氏の日本移民実況視察のため延期された氏は約十日間の予定にて目下邦人地帯を旅行中である

（ヘリ）伊国政府ハ伊国移民ニ対シテノミ特ニ優遇ヲ得シコトヲ要求シ伊国首相及下院議員カ伯国ニ対シテ悪罵ノ言ヲ放チタルハ以テノ外ナリ伯国ニ於ケル「トラホーム」ノ猖獗ヲ攻撃ノ材料ト為スモ伊国移民自身カ持來ルモノナリト今ヤ伯国政府及議会ニ於テハ伊国移民反対ノ氣勢旺盛ナルカ独塙移民ニ対シテハ「サンパウロ」反乱事件以来大統領ノ彼等ニ対スル反感頗ル強ク西班牙——移民ハ無政府主義ヲ奉スルモノ多ク露国人ハ過激思想ヲ抱持シ共ニ望マシカラス葡萄牙人ハ都会ニ集中シ「シリリア」人ハ行商多ク共ニ農業労働者ニ非ス結局今後歐州ニテハ「チエッコ」及波蘭ヨリ移民ヲ招致スヘク之以外ニハ唯日本アルノミト

以上ノ事態ヨリ推測スルニ今回伯伊ノ争論ハ其ノ進展上或ハ一層我方ニ有利ナル解決ヲ見ルノ望ナキニシモ非サルカ如シ從テ此際飽迄「ボテリヨ」氏ノ歓心ヲ得置クノ必要アルヲ認メ當館ヨリハ特ニ事ニ慣レタル粟津嘱託ヲ同氏ニ同行セシメ諸般説明ノ任ニ当ラシムルト同時ニ行ク先々ニ於テ同氏ニ対スル好遇方並我移民状態ノ真相ヲ十分ニ会得セシムヘク其ノ土地ノ我官民ト協力シテ遺算ナキヲ期セントス御含ミ置キヲ請フ